補 助 金 名 経営所得安定対策等推進事業費補助金

担	当	課		糸	圣済音	18 唐	<b>長政</b> 認	<b>#</b>	
科目・事業コー		1.0	会計	款	項	目		事業	
		7	一般	06	01	02	11	-	10
新規・	継続の	別				継続			
補助・	単独の	別				県補			
補助	の 種	類			団体	本運営	营		
			•						

<mark>実 施 主 体</mark>成田市農業再生協議会

R06 予 算 額	8,774	千円
RO5 予 算 額	8,774	千円
R04 決 算 額	8, 431	千円
R03 決 算 額	7, 020	千円

| <mark>交付開始年度</mark> | 平成 | 24 年度 <mark>終了予定年度</mark> | 令和 | 8 年度

成田市農業再生協議会では、経営所得安定対 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払 補 策等推進事業の実施に伴い、戦略作物の生産や 交付金の実施に必要となる推進活動のうち、成 米の需給調整の推進、農地の利用集積、担い手 田市農業再生協議会が行う現場における推進 となる農業者の確保・育成などの活動を行って 活動や要件確認等に必要となる経費を助成する。 の 対 いる。また、行政と農業者団体や集荷業者との 連携体制を構築することで、円滑な事業の実施 ・謝金 象 を目指している。 ・旅費 事 的 市として当該団体に補助金を交付し、地域一体 ・事務等経費 となった農業振興を推進し、地域農業の活性化 (印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消耗品 費、備品費、賃金、共済費、会議費、OA機器使 を図る。 概 用料等) 要 補 助 · 成田市補助金等交付規則 根 経営所得安定対策等推進事業実施要綱 基 拠 ·経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 準 ・成田市経営所得安定対策等推進事業費補助金 令 交付要綱 等 等 補助額 留 ・8,774千円 意 補 事 項 補助見込額(令和6年度) 助 91 千円 金鯱・ 年度決算額 (単位:千円) 令和 決 収入額 支出額 翌年度繰越金 率 ・旅費 0 千円 8, 431 ・事務等経費 7,280 千円 8, 431 算 収入額の内 市補助金額 ・委託費 1,403 千円 自主財源 内 8, 431 自主財源比率 繰越金/補助金 ※市補助額の100%を県(国)が負担 訳 0.0% 0.0%

## 団体運営費補助金調査票(裏)

評価項目	内 容	評価	評 価 理 由
	基本構想、実施計画、個別計画など市の 施策の方向性と合致しているか	はい	農畜産物の生産振興を目的としており、成田市 総合計画の基本施策に掲げる、「安定した農業経 営を支援する」に合致する。
公益性	市民の利益に寄与することができるか (「はい」の場合、選択式)	はい	ウ. 地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与することができる活動に該当
	市民協働を推進する目的があるか	非該当	
	事業を実施できる団体は他にないか	はい	特になし
	事業の目的・視点・内容が、社会経済情 勢や市民ニーズに適合しているか	はい	食生活の多様化により、米の需要量は年々減少しており、米価の下落を防ぐため、需要量に見合った生産を行うことが重要である。
必要性	市が関与する必要性があるか	はい	地域農業の中心的な役割を担う組織であり、地域一体となった農業振興のため、行政の協力が必要である。
	事業を実施しなかった場合に、大きなマ イナスの影響があると認められるか	はい	生産調整が進まず、転作率が低下することに よって、米価下落による農業所得の減少、本市農 業の衰退が危惧される。
	類似の事業はないか	はい	特になし
適格性(妥当性)	団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか	はい	経営所得安定対策等の推進により、地域農業の 振興を図られるため、補助目的に合致している。
	団体を支援するに当たり、補助金の交付 が適切な手段であるか	はい	経営所得安定対策等の活動を推進する事業であり、補助金でしか収入が見込めないため補助金の 交付は必要である。
	団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか	はい	帳簿、通帳等により使途を確認を行っている。
	団体の決算における繰越金(剰余金)が 補助金の額を超えていないか	はい	R04年度決算:補助額8,431千円、繰越額0円
	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか	はい	経営所得安定対策等推進事業実施要綱、経営所得安定対策等 推進事業費補助金交付要綱及び成田市経営所得安定対策等推進 事業費補助金交付要綱に規定されている。
有効性 (費用対 効果)	補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか	はい	市内における水稲の転作率 (R02:99.3%、R03:129.6%、R04:117.1%)
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	成田市の転作率は逓増しており、事業実施によ る効果は認められる。
	事業を継続するうえで、補助は必要不可 欠であるか	はい	転作率向上のため、経営所得安定対策等の推進が必要であり、中心的役割を担う成田市農業再生協議会の 運営に対する補助は、必要不可欠である。
	補助期間(終期)を設定しているか	はい	令和8年度を終期としている。

最	終評価	維持継続
	所見	本補助金は、米の需給バランスの調整と米価の安定並びに農業経営の安定化を目的とした生産調整を 推進するためのものである。本市においては、他市町村と比較し、生産調整に取り組む農業者が多い 状況にあり、今後もより一層生産調整を推進することで、米価の安定による農業経営の安定化、地域 農業の振興が図られるため、継続して補助金を交付する。